

長野市子ども・子育て支援事業計画 構成案	主な内容	基本指針 該当部分
<p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 計画作成時期 任意</p> <p>4 計画期間 任意</p> <p>5 策定体制</p>	<p>○「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」（国の基本指針より）</p> <p>○子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」</p> <p>○最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ります。</p> <p>○事業計画の作成の時期を定めます。法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめます。</p> <p>○法の施行の日から5年を1期として作成</p> <p>○子ども・子育て会議の設置</p> <p>○ニーズ調査等による子どもの保護者、子ども・子育て支援にかかる当事者の意見の聴取</p>	<p>第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項</p> <p>第三 一 6 他の計画との関係（P16）</p> <p>第三 六 1 子ども・子育て支援事業計画の作成の時期（P46）</p> <p>第三 六 2 子ども・子育て支援事業計画の期間（P46）</p> <p>第三 一 2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等（P13）</p> <p>第三 一 5 住民の意見の反映（P15）</p> <p>第六 一 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項（P49）</p>

<p>第2章 長野市の子ども・子育てを取り巻く環境</p> <p>1 人口・世帯・人口動態等</p> <p>2 教育・保育施設の状況</p> <p>3 地域子ども・子育て支援事業の状況</p> <p>4 ニーズ調査の結果概要</p> <p>5 長野市の子ども・子育て支援の課題</p>	<p>○人口・世帯数の推移や人口動態等から、少子化、核家族化、就労の状況等を整理します。</p> <p>○幼稚園、保育所、認定こども園等の設置状況、定員・利用者数の推移を示します。</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業の実施状況を示します。</p> <p>○保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方、育児休業・短時間勤務制度の取得状況等の集計結果</p> <p>○これらの結果から本市の現状と課題を浮かび上がらせ、主要課題を整理し、基本理念・目標・施策目標につなげていきます。</p>	<p>第一 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境 (P3)</p> <p>第三 一 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項 (P13)</p> <p>第三 一 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握 (P14)</p>
<p>第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念 任意</p> <p>2 家庭・地域・事業者・行政の役割</p>	<p>○本計画への基本的なビジョンを明確にします。</p> <p>○家庭・地域・事業者・行政の役割を整理します。</p>	<p>第一 二 子どもの育ちに関する理念 (P4)</p> <p>第一 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義 (P6)</p> <p>第一 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割 (P8)</p>

<p>第4章 教育・保育提供区域の設定 必須</p> <p>1 教育・保育提供区域について</p> <p>2 認定区分ごとの区域設定</p> <p>3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定</p>	<p>○「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。</p> <p>○教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。</p>	<p>第三 二 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項（P16、別表第1）</p>
<p>第5章 教育・保育施設の充実</p> <p>1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策 必須</p> <p>2 教育・保育の一体的提供の推進 必須</p> <p>3 教育・保育の質の向上</p> <p>4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 任意</p>	<p>○国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。</p> <p>○設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。</p> <p>○認定こども園の普及にかかる考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等について記載します。</p> <p>○保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるため</p>	<p>第二 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方（P9）</p> <p>第三 一 4 計画期間における数値目標の設定（P15）</p> <p>第三 二 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項（P17）</p> <p>第三 二 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内</p>

	<p>の取組を記載します。</p>	<p>容に関する事項 (P23)</p> <p>第三 三 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項 (P23)</p>
<p>第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実</p> <p>1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 必須</p> <p>2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上</p>	<p>○国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。</p> <p>○設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。</p> <p>○質の高い地域の子育て支援に向けた取組を記載します。</p>	<p>第三 二 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 (P22)</p>
<p>第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進 任意</p> <p>1 児童虐待防止対策の充実</p> <p>2 ひとり親家庭の自立支援の推進</p>	<p>○養育支援の必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取組について記載します。</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひ</p>	<p>第三 三 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 (P24)</p> <p>第四 児童福祉法その他関係法律による専</p>

<p>3 障害児施策の充実</p>	<p>とり親家庭への配慮や県との連携による総合的な自立支援の推進について記載します。</p> <p>○障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進について記載します。</p> <p>○発達障害を含め障害のある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取組について記載します。</p>	<p>門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項 (P48)</p>
<p>4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進</p>	<p>○働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けた企業や市民等の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取組について記載します。</p>	<p>第三 三 3 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 (P27)</p> <p>第五 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 (P48)</p>

<p>第8章 計画の推進体制</p> <p>1 関係機関等との連携</p> <p>2 計画の達成状況の点検・評価 任意</p>	<p>○庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について記載します。</p> <p>○個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて記載します。</p>	<p>第二 二 1 市町村内及び都道府県内の関係部局の連携及び協働（P11）</p> <p>第二 二 2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働（P11）</p> <p>第二 二 3 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携（P12）</p> <p>第二 二 4 国と地方公共団体との連携及び協働（P13）</p> <p>第三 六 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価（P47）</p> <p>第六 二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項（P50）</p>
--	--	--